

重 要

貸与が完了する
まで大切に保管
してください。

令和7年度（2025年度）

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金

奨学生募集のしおり

上 天 草 高 等 学 校
矢 部 高 等 学 校
天 草 高 等 学 校（全日制）
天 草 拓 心 高 等 学 校
岱 志 高 等 学 校（全日制）
牛 深 高 等 学 校

< 通学支援奨学金を希望するみなさんへ >

熊本県では、県立高等学校の再編整備による近隣の高等学校の生徒募集停止（又は廃止）に伴い、新たに設置される高等学校等に通学することで通学に要する費用が増加し、修学が困難になる生徒に対して、通学支援奨学生を募集します。

通学支援奨学金は、あなた自身に貸与するもので、借りた通学支援奨学金は卒業後にあなた自身が返還することになります。返還金は再び後輩の通学支援奨学金として貸与することになっています。

通学支援奨学金を希望する方は、通学支援奨学金の申請資格・返還方法等を十分理解したうえで申し込んでください。

**令和7年度（2025年度）
熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学生募集の概要**

	熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金
対象者	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 新設高等学校等に通学する者のうち、生徒の募集が停止され、又は廃止される近隣の高等学校に通学した場合に比して通学に要する費用が増加することとなる区域として新設高等学校等に応じて教育委員会規則で定める区域に居住する者であること。 (2) 教育委員会規則で定める新設高等学校等の教育委員会規則で定める学年に在学する者であること。 (3) 通学に要する費用の支弁が困難であると認められること。 (4) 貸与した通学支援奨学金の返還が確実であると認められること。
貸与月額	5,000円又は、10,000円
貸与期間	在学する学校の正規の修業年限 (高等学校全日制の場合3年間、定時制・通信制の場合4年間)
保証人	連帯保証人 1人(生計の主たる維持者：親権者(法定代理人))
利子	無利子
返還期間	貸与期間の3倍以内(3年間貸与を受けた場合は9年間で返済)
返還方法	月賦、年賦、半年賦、月賦/半年賦併用、一括
申請期限	申請者から学校への提出期限：学校の指定する日 学校から県への提出期限：令和7年(2025年)6月27日(金)
選考	選考委員会に諮り、家計状況を基に採用を決定します。
採用決定	令和7年(2025年)8月下旬予定

通学支援奨学生申請から返還完了までの流れ（図解）



I 通学支援奨学金の募集内容

1 通学支援奨学金の目的

熊本県は、県立高等学校の再編整備により近隣の高等学校の生徒の募集が停止され、又は当該高等学校が廃止されることに伴い、新たに設置される高等学校等に通学することで通学に要する費用が増加し、修学が困難になる生徒に対して必要な資金を貸与するため、通学支援奨学金制度を設けています。

熊本県から資金の貸与を受ける生徒を「通学支援奨学生」といい、貸与される学資を「通学支援奨学金」といいます。通学支援奨学生は、通学支援奨学金の貸与を希望する人の中から選考のうえ決定されます。

通学支援奨学金は卒業後に返還しなければなりません。その返還金は後輩の奨学金として再び活用されます。後輩もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、みんなで支えていくことが大切です。

2 通学支援奨学生の心得

通学支援奨学生は、県の定める熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例及び熊本県教育委員会の定める熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、通学支援奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、勉学の意欲がない、学校内外の規律を乱すなど、通学支援奨学生として適当でないと認められたときは、通学支援奨学金の貸与を取り消すことがあります。

3 申請の資格

申請の資格は、次の各項の全てに該当する者とします。

(1) 次に掲げる対象中学校の通学区域内に居住し、新設高等学校等へ通学すること。

新設高等学校等	対象学年	対象中学校
上天草高等学校	全学年	(上天草市) 松島中学校 龍ヶ岳中学校 姫戸中学校 (天草市) 有明中学校 倉岳中学校
矢部高等学校		(山都町) 蘇陽中学校 清和中学校
天草高等学校(全日制)		(天草市) 天草中学校
天草拓心高等学校		(天草市) 天草中学校 河浦中学校
岱志高等学校(全日制)		(南関町) 南関中学校
牛深高等学校		(天草市) 天草中学校 河浦中学校

- (2) 7 ページから 9 ページに記載の「熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則第 7 条に係る運行経路及び寄宿舍について」に掲げる運行経路又は寄宿舍を利用して、新設高等学校等へ通学していること。
- (3) 各世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること。
- ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。
 - イ 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合。
 - ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の 2 倍以下の場合。
- (4) 貸与した通学支援奨学金の返還が確実に認められること。

【世帯全員の所得の目安】

居住地	4 人世帯	5 人世帯
熊本市	4 8 1 万円	5 3 1 万円
荒尾市	4 6 1 万円	5 1 0 万円
その他	4 2 2 万円	4 6 6 万円

基準額は、世帯員の年齢、家族構成、居住地によって異なりますので、上記金額はあくまで目安の金額となります。

【生活保護受給世帯について】

生活保護を受給されている世帯については、高校就学に必要な保護費が福祉事務所から給付されますので、申請を行うに当たっては事前に福祉事務所(ケースワーカー) と相談してください。

なお、相談なく通学支援奨学金の貸与を受けた場合には、福祉事務所が収入と認定し、保護費が減額されて給付される場合などがあります。

4 貸与月額

5 , 0 0 0 円又は 1 0 , 0 0 0 円のうち、通学支援奨学金の貸与を受ける者が選択する額で、県教育委員会が指定する交通機関等を通学に利用するときの利用者負担額の月額を超えないものとします。

例えば、利用者負担額の月額が 7 , 0 0 0 円であれば、通学支援奨学金の貸与月額は、5 , 0 0 0 円となります。

5 貸与期間

在籍する学校の正規の修業年限の終期までとします。

6 貸与方法

- (1) 通学支援奨学金は、無利子です。
- (2) 熊本県指定金融機関（肥後銀行）の通学支援奨学生本人名義の普通預金口座への振込みにより貸与します。口座がない場合は新たに開設してください。
- (3) 振込みは、下記「貸与スケジュール」のとおり行います。
- (4) 各月の貸与については、各自通帳により確認してください。

【貸与スケジュール】

採用年度	対象月	貸与時期
1年目	初回振込み（4月～9月）	9月30日
	10月～2月	毎月21日
	3月	3月10日
2年目以降	4月	<u>振込なし</u>
	年度当初振込み（4月～5月）	5月21日
	6月～2月	毎月21日
	3月	3月10日

振込日が土日祝日にあたる場合は、直前の金融機関営業日が振込み日となります。

例：10月21日（日）の場合 → 10月19日（金）が振込み日

2年目以降、毎年4月は奨学生の在籍確認を行うため、奨学金の振込みはありません。

7 保証人

連帯保証人 1人（生計の主たる維持者：親権者（法定代理人））

ただし、生計の主たる維持者が未成年の場合は、その人に代わる独立した生計を営む成年者。

【連帯保証人について】

当県の通学支援奨学金又は育英資金債務に関し滞納が発生している場合には、当該債務に係る連帯保証人又は保証人が新たに別の奨学生（兄弟姉妹等）の連帯保証人等になることはできません。

また、連帯保証人が死亡された場合、連帯保証債務は財産として相続されます。

8 返還方法

(1) 返還の義務

通学支援奨学金は貸与されるものであり、その返還金が再び後輩の奨学金として貸与されますので、規則に従い、下記のとおり必ず返還しなければなりません。

返還期間	・ 貸与を受けた月数の3倍の期間 (例：3年間貸与を受けた場合は、9年かけて返還)
返還開始	・ 貸与終了後、6ヶ月を経過した日の翌月から開始 (例：3月に卒業し、貸与終了した場合、10月下旬から返還開始)
返還方法	・ 口座引落とし又は納付書 月賦 年賦 半年賦 月賦 / 半年賦併用 その他 毎月返還 年1回 毎年10月返還 年2回 毎年4月と10月返還 毎月返還、6月と12月に加算 一括返還等
返還を延滞した場合の措置	・ 貸与を受けた本人が返還を延滞した場合は、直ちに連帯保証人に返還を請求します。 ・ 返還を延滞したときは、返還の日までの日数に応じ、返還すべき割賦金額に対して年3%の割合で計算した金額の延滞利息が生じます。 熊本県では奨学生の公平性確保と制度維持のために、裁判所の手続きを経て、延滞された返還金の回収を行っています。 返還期限は必ず守ってください。

(2) 返還の猶予

貸与終了後、大学又はこれに準ずる学校に進学したとき、災害を受けたとき、病気で長期療養の必要があるとき、その他やむを得ない理由により返還が困難となったときは、本人の申請によりその状況を審査のうえ、一定期間返還を猶予（返還の開始を先延ばし）することができます。

(3) 返還の免除

通学支援奨学生が死亡したとき、障がいにより労働能力を喪失したときは、申請により返還額の全部又は一部を免除できる場合がありますので、詳しくは高校教育課までお問合せください。

【主な返還計画（貸与期間：3年（36月）、返還方法：月賦）】

貸与月額	貸与総額	返還回数	返還額	
			初回	以降
5,000円	180,000円	108回（9年）	1,738円	1,666円
10,000円	360,000円	108回（9年）	3,369円	3,333円

**熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則第7条に係る
運行経路及び寄宿舍について**

1 運行経路

【上天草高等学校】（往路・復路ともに同じ）

路 線 名	主な経由停留所
龍ヶ岳・上天草高等学校 （産交バス）	赤崎～上天草病院前～新道姫戸～東阿村～松島～漁協前～上天草高校前
教良木・上天草高等学校 （産交バス）	教良木～金山橋～知十～松島～漁協前～上天草高校前

有明方面からの生徒については、松島まで快速バス（快速あまくさ号）を利用し、その後、上記のいずれかの路線に乗り換えるか、そのまま乗車し、「さんぱーる」にて下車する運行経路とする。

平成29年4月からバス停留所名が変更（柳から漁協前へ）。

【矢部高等学校】

・ **タクシーとコミュニティバスの併用（往路・復路ともに同じ）**

路線名	主な経由停留所
郷野原・馬見原線	郷野原～鶴ヶ田～上川井野～矢部高校
蘇陽中央・馬見原線	中神働～大川～矢部高校

コミュニティバスの運行状況によって、スクールタクシーが接続する。

・ **タクシーのみの利用（往路・復路ともに同じ）**

路線名	主な経由停留所
郷野原・矢部高校	郷野原～鶴ヶ田～大平～矢部高校
蘇陽中央・矢部高校	中神働～矢部高校

【天草高等学校】

・ **タクシーのみの利用（往路・復路ともに同じ）**

路 線 名	主な経由停留所
大江郵便局・大江・松の平・天草高等学校	大江郵便局～大江～松の平～天草高校前

【天草拓心高等学校本渡校舎】

・ **タクシーのみの利用（往路・復路ともに同じ）**

路 線 名	主な経由停留所
崎津・天草拓心高等学校本渡校舎	崎津～河浦～新合～天草拓心高校本渡校舎前

路木・天草拓心高等学校本渡校舎	路木～新合～天草拓心高校本渡校舎前
上平・天草拓心高等学校本渡校舎	上平～宮野河内～新合～天草拓心高校本渡校舎前
軍ヶ浦・天草拓心高等学校本渡校舎	軍ヶ浦～野中～下田南～福連木～天草拓心高校本渡校舎前

【天草拓心高等学校マリン校舎】

- ・タクシーのみの利用（往路・復路ともに同じ）

路 線 名	主な経由停留所
河浦・天草拓心高等学校マリン校舎	益田～河浦～大江～高浜～下田～天草拓心高校マリン校舎前 新合～（迫）～福連木～下田～天草拓心高校マリン校舎前

【岱志高等学校】

- ・タクシーのみの利用（往路・復路ともに同じ）

路 線 名	主な経由停留所
南関第一小・岱志高等学校	南関第一小学校～南関第二小学校～岱志高校前
南関第三小・岱志高等学校	南関第三小学校～南関第四小学校～岱志高校前
南関第三小・一小・岱志高等学校	南関第三小学校～南関第一小学校～岱志高校前

【牛深高等学校】

- ・タクシーのみの利用（往路・復路ともに同じ）

1ルート集約形態（河浦総合運動場で高浜線と宮野河内線が接続）

路 線 名	主な経由停留所
高浜・牛深高等学校	高浜～崎津～河浦～（河浦総合運動場）～牛深高校前
宮野河内・牛深高等学校	宮野河内～（河浦総合運動場）～牛深高校前

2ルート形態

高浜・牛深高等学校	高浜～崎津～河浦～牛深高校前
宮野河内・牛深高等学校	宮野河内～新合～十の原～白木河内～牛深高校前

3 ルート形態

高浜・牛深高等学校	大江郵便局前～崎津～釜～牛深高校前
河浦・牛深高等学校	十の原～平野～河浦郵便局前～一町田橋～牛深高校前
宮野河内・牛深高等学校	西高根～早浦橋～牛深高校前

- 2 寄宿舍（天草市立天草中学校の通学区域のうち天草町高浜地区及び天草町大江地区に居住する生徒が利用する場合に限る。）

天草地域共同寄宿舍

Ⅱ 通学支援奨学生申請手続き

1 提出期限

申請に関する手続きは、在学する学校をとおして行います。

申請書類は、在学する学校が指定する期日までに提出してください。

区 分	提出期限（期間）
申請者から学校	<u>令和7年（2025年）6月2日（月）～学校の指定する日</u>
学校から高校教育課	令和7年（2025年）6月27日（金）【必着】

申請に関するお問合せは、在学する学校の奨学金担当窓口をお願いします。

2 提出書類

提出書類	説 明
1 通学支援奨学生申請書 （別記第1号様式）	通学支援奨学生申請書（以下「申請書」という。）は、12ページ～14ページの記入上の注意及び記入例を参照のうえ、申請時現在の事実を正確に記入してください。
2 通学支援奨学生推薦書 （別記第3号様式）	在学する学校長が学校記入欄に記入したものを提出してください。
3 保証書 （別記第4号様式）	本書に記入された方が連帯保証人となります。 申請書に記載の生計の主たる維持者と同一の方を記入してください。 <u>5ページ「7 保証人」を参照してください。</u>
4 住民票（コピー不可）	<u>個人番号の記載がない同一生計の者全員の住民票</u> （発行日から3ヶ月以内）を提出してください。同居・別居に関わらず生計を一にする世帯（本人を含む。）全員について提出が必要です。
5 所得が確認できる書類 【所得証明書について】 毎年6月頃から発行可 発行時期は各市町村役場へお尋ねください。	同一生計の者のうち、令和7年（2025年）4月1日現在の年齢が16歳以上の者全員の <u>令和7年度（2025年度）所得証明書（令和6年（2024年分）（コピー不可）</u> を提出してください。 <u>大学生、高校生及び無職無収入の方も提出が必要。</u> <u>源泉徴収票及び確定申告書は不可。</u> また、申請時において、次表「所得に関する証明について」の区分に該当する者は上記所得証明書に加えて該当する証明書類を提出してください。
6 交通機関等の利用者負担	県教育委員会の指定する交通機関等を通学に利用

提出書類	説 明
額を確認することができる書類	するときの利用者負担額（月額）を確認することができる書類を提出してください。
7 その他基準額の算定に必要な書類	【賃貸借住宅の場合】 ・家賃等の金額が証明できるもの （契約書の写し、家賃の領収書の写しなど） 【同一世帯で障がいのある方がおられる場合】 ・身体障害者手帳の写し 1 級～3 級 ・療育手帳の写し A 1～B 2 ・精神障害保健福祉手帳の写し 1、2 級 上記手帳の写し以外は認められません。
8 調査等同意書	通学支援奨学金の貸与、返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、当該同意書の写しを付けて関係の官公庁等に調査や照会を行うためのものです。

【所得に関する証明について】

申請時において、次の区分に該当する者は、該当する証明書類を提出してください。

区分	証明書類
失職	・申立書 ・離職票（コピー）又は退職証明書（原本）
減収	・申立書 ・年収見込証明書（原本）又は給与明細票（コピー） 直近3ヶ月分
生活保護受給者	・保護証明書（原本） 福祉事務所発行
罹災	・申立書 ・罹災証明書（原本） 市町村発行
長期療養 （6ヶ月以上）	・申立書 ・医療費領収書等（コピー） 直近3ヶ月分

3 選考及び採否決定の通知

- (1) 県教育委員会では、育英奨学生候補者選考委員会に諮り、家計状況を基に採用を決定します。
- (2) 選考結果の通知は、8月下旬を予定しています。
- (3) 選考の結果は、学校長を通じて本人に通知しますので、県教育委員会への直接のお問合せは御遠慮ください。

予算の範囲内で採用決定を行いますので、申請された方全員が採用されるものではありません。

通学支援奨学生申請書の記入上の注意及び記入例

申請書は、奨学生の選考に当たっての重要な書類となるため、記入上の注意及び記入例を参照のうえ、申請時現在の事実を記入してください。

記入すべきことが書かれていないものや記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用決定後においても採用取消しとなることがありますので、正確に記入してください。

1 申請者欄について

- (1) 「氏名」にはフリガナをつけてください。
- (2) 「住所」は、住民票どおりに記入し、団地・アパート等は建物名称、棟号、部屋番号まで省略することなく正確に記入してください。
- (3) 「電話番号」は、日常的に連絡可能な番号を記入するとともに、携帯電話をお持ちの方は、両方の番号を記入してください。
- (4) 「他の奨学金の申込状況」は、各市町村や社会福祉協議会など通学支援奨学金以外の奨学金に申込みをされる場合は、必ず記入してください。（就学支援金や奨学のための給付金については記入不要です。）

2 生計の主たる維持者欄について

- (1) 生計の主たる維持者は、保証書（別記第4号様式）に記載する連帯保証人を記入してください。
- (2) 「勤務先」は、名称及び電話番号を必ず記入してください。
- (3) 「住居区分」は、該当するものを選択してください。本人や家族の所有する住居は「持家」となります。借家やアパート等は、「賃貸借」となります。「賃貸借」の場合は、家賃額を記入してください。持家に係る住宅ローンは記入不要です。

3 家族及び所得状況欄について

- (1) 「家族」には、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする者（本人を含む。）全員について記入してください。住民票が異なる世帯（祖父母等）であっても同一の住居に居住している場合は、原則として同一世帯となります。
別居し、独立の生計を営む方（就職している兄弟等）については記入する必要はありません。
- (2) 「続柄」は、申請者本人との関係（父母兄弟等）を記入してください。
- (3) 「年齢」は、今年（2024年）4月1日現在で記入してください。
- (4) 「同居別居の別」は、家族からみて判断してください。
- (5) 「学校名・学年・障害名等」は、障がいをお持ちの方がいる場合は障害名及びその等級を記入してください。
- (6) 「所得額」は、所得（課税）証明書に記載された合計所得金額を記入してください。なお、所得金額がマイナスの場合は「0円」となります。他の家族との所得の相殺はできません。

【参考】所得（課税）証明書の例（熊本市）

※様式は市町村によって異なります。

ここに記載された金額を記入してください。

様式第95号

年度 市 県 民 所得・課税) 証明書 ④

住 氏	所 名	生 年 月 日
-----	-----	---------

該 当 年 度 の 1 月 1 日 の 住 所

年 分 所 得 金 額 (円)	(円)
合 計	
所 得 の 内 訳	
給 与 所 得	
(給 与 収 入)	
(公的年金等収入額)	
総合課税合計	

【拡大図】

年 分 所 得 金 額 (円)	(円)
合 計	3,540,000
所 得 の 内 訳	
給 与 所 得	3,540,000
(給 与 収 入)	(5,100,000)
(公的年金等収入額)	
総合課税合計	3,540,000

備考

年 月 日 熊本市長 印

※この証明書には黒色の電子印を使用し、「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

※プリント文字で記載した証明内容に追加した手書は、市長印で特に表示したもののほかは無効です。
〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

申請書下部の署名欄については、必ず申請者本人及び生計の主たる維持者それぞれが自署により記入してください。

5 その他

記入を誤った場合は、訂正箇所には二重線を引いてください。

修正液や修正テープによる訂正はできません。

記入例

別記第1号様式(第3条関係)

通学支援奨学生申請書															申込番号		
申請者	フリガナ	ツウガク ジロウ					住所 〒***-****										
	氏名	通学 次郎					熊本県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号										
	生年月日	平成〇〇年〇月〇日					電話 ***-***-****										
	在学学校名	熊本県立〇〇高等学校								貸与月額		5,000円					
		高等学校								修業年数		3年					
	入学年度	7	学年	1	課程	全日制	定時制	学科	普通科	貸与期間	令和7年4月から 令和10年3月まで						
他の奨学金の申込状況	・その他の奨学金（ ） ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。																
生計の維持者	フリガナ	ツウガク タロウ					住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇					住居区分					
	氏名	通学 太郎					熊本県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号					持家 賃貸借 その他（ ）					
	勤務先	〇〇〇株式会社					電話 - -					家賃 40,000円					
家族及び所得状況（本人を含む）	続柄	氏名					同居別居	学校名・学年・障がい名等	所得額								
		生年月日（令和7年4月1日現在の年齢）							円								
	父	通学 太郎					同居		2 0 0 0 0 0 0								
		昭和46年4月1日（54才）					別居										
	母	通学 花子					同居		4 0 0 0 0 0 0								
		昭和48年8月21日（51才）					別居										
	本人	通学 次郎					同居										
		平成21年5月3日（15才）					別居										
妹	通学 良子					同居											
	平成22年12月28日（14才）					別居											
祖母	通学 和子					同居		7 0 0 0 0 0 0									
	昭和24年7月14日（75才）					別居											
						同居											
						別居											
						同居											
						別居											
							所得額の合計	3 1 0 0 0 0 0									
備考																	
上記のとおり相違ありませんので、通学支援奨学生として採用されることを申請します。 それぞれが自署により記入してください。 令和〇年〇月〇日 熊本県教育委員会 様 本人氏名 通学 次郎 生計の主たる維持者氏名 通学 太郎																	



熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

TEL : (096)333-2675

申請に関するお問い合わせは在学する学校の奨学金担当へお尋ねください。